

## 1 平成 25 年度の児童相談所状況について

児童相談所は児童福祉法第 12 条に基づき設置され、子どもの福祉に関する業務を行う専門的な機関として、県所管内に 5 か所設置されています。

平成 25 年 4 月に新設の知的障害児入所施設が小田原地区に設置されました。児童相談所としても適正な入所児童の調整を実施しました。

表 1 は、県所管の児童人口（18 才未満）の 3 年間の推移と資料編の『相談受付件数』（テレホン相談を除く。以下は『相談受付件数』の内数となります）『養護相談件数』（養護相談全体から虐待相談件数を除いた数）、『虐待相談件数』、『障害相談件数』、『非行相談件数』、『育成相談件数』の比較と推移です。

(表 1)

年度	所管児童人口	相談受付数	養護相談数	虐待相談数	障害相談数	非行相談数	育成相談数
23	447192	6874	621	1747	3593	267	581
24	446560	7486	627	2282	3699	135	560
25	443524	7784	635	2484	3667	194	593

所管児童人口は減少しながらも『相談受付数』が増加している傾向は継続しています。増加分のほとんどは虐待相談です。これまで増加傾向だった障害相談の伸びが止まりました。

神奈川県では、家族再統合・再構築に取り組む親子支援チームを、平成 16 年に相模原児童相談所、平成 17 年に厚木児童相談所、平成 18 年に中央児童相談所、平成 20 年度に残りの 2 ヶ所の児童相談所に設置しました。親子支援チームは、児童福祉司と児童心理司の 2 名のチームです。

表 2 は、平成 25 年度の親子支援チームの実績です。

(表 2)

支援内容	延べ回数
アセスメント	379
プランニング	1070
プランの展開・治療教育	551
スタッフへの支援	1041
ヒアリング	1049
その他の支援	401

支援内容のうち「アセスメント」とは、保護者や児童の面接や各種評価ツールを使っての親子関係等の評価、「プランニング」とは支援プログラムの作成・検討を示し、「プランの展開・治療教育」とはペアレントトレーニングや継続面接等を示し、これらにより、家族再統合に向け保護者や児童へ具体的に支援を展開しています。また、「スタッフへの支援」とは児童相談所職員や施設等関係機関職員とのミーティングに参加、「ヒアリング」とは、施設や里親に入所(委託)中の児童の家庭状況や親子関係を評価し、再統合の見通し・プランの確認を行うものです。

最近、当事者である児童や保護者を交えた「合同ミーティング」が定着しており、当事者に直接アプローチする支援やスタッフへの支援とともに、担当者とはやや距離を置いた客観的な視点からの支援を実施してきた親子支援チームは、神奈川県の児童相談所には不可欠な存在となっています。